

宇治市監査委員公表第 6 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 11 項の規定により、監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第 9 項の規定により次のとおり公表します。

平成 27 年 6 月 11 日

宇治市監査委員

堀	明	人
小	山	茂
森	真	二

第1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査

第2 監査の対象

平成26年度健康福祉部の財務に関する事務の執行について

第3 監査の実施期間

平成27年2月4日から同年3月23日まで

第4 監査の概要

この監査は、健康福祉部地域福祉課、生活支援課及び障害福祉課における事務事業のうち、主として平成26年4月1日から同年12月31日までの財務に関する事務を対象とし、それぞれの関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査並びに実地調査を実施した。

第5 監査の結果

今回の監査は、次の項目について実施した。

貸付金返還金収入状況（地域福祉課）

生活保護返還金収入状況（生活支援課）

補助金支出状況（地域福祉課・障害福祉課）

委託料支出状況

工事請負費支出状況（地域福祉課）

扶助費生活保護費前渡資金支出状況（生活支援課）

扶助費福祉タクシー事業支出状況（障害福祉課）

監査の結果は、後記一部指摘事項や留意を要する事項が見受けられたが、おおむね適正であった。特に指摘する事項が見当たらなかったものについては、今後とも、引き続き適正な事務の執行、管理に努められたい。

なお、事務処理を行うに当たっては、その事業の目的、意義、効果等を十分検証するとともに、事務事業が経済性・効率性・有効性の観点から適切に執行されるための内部統制が重要である。財務に関する事務の執行においても、根拠法令等に基づく事務処理が求められるとともに、効率的かつ適正な事務処理が実現できるように、事務手続の根拠となる規則や規程等を点検するなど、前例踏襲によらず、常に工夫や改善をすることが求められており、監督者の役割が重要であると考えられる。そのことをしっかり受け止めるとともに、職員一人ひとりが問題意識を持ち、それぞれの業務に生かして市民の信頼に応えられるよう要望する。

1 地域福祉課

特になし。

2 生活支援課

(1) 生活保護返還金収入状況について

平成 23 年度の前回定期監査において、調定の遅れが見受けられたと指摘した点については、今回は見受けられなかった。

(2) 扶助費生活保護費前渡資金支出状況について

精算の遅れが見受けられた。適正な事務の執行に努められたい。

3 障害福祉課

(1) 委託料支出状況について

支出負担行為の遅れが見受けられた。適正な事務の執行に努められたい。